

**令和7年度 物価高騰対応事業者支援消費喚起促進事業
「キャッシュレス決済ポイント還元事業」支援業務 公募型プロポーザル実施要領**

1 業務名

令和7年度 物価高騰対応事業者支援消費喚起促進事業「キャッシュレス決済ポイント還元事業」支援業務

2 概要及び目的

今般、エネルギー価格の上昇に加え、原材料費や仕入れ価格の高騰、最低賃金の引き上げなど人件費の上昇、物価高騰に伴う消費者の需要の停滞及び減少、価格転嫁の難しさなど、市内事業者、とりわけ中小事業者を取り巻く経営環境は、一層厳しさを増している。

一方、市内中小事業者は、経営環境の厳しい中において、人口減少に伴う人手不足やコスト削減、販売機会の拡大などの対応として、キャッシュレス決済導入の必要に迫られている。

このような状況を踏まえ、市では、消費喚起に伴う中小事業者の支援及びキャッシュレス決済の導入促進による地域経済の活性化を図るため、物価高騰対応事業者支援消費喚起促進事業としてキャッシュレス決済ポイント還元事業（以下「事業」という。）を実施することを計画し、令和7年佐久市議会第2回定例会に関連予算案を提出している。

この要領は、本事業の支援業務を委託するにあたり、事業遂行に必要な専門的・実用的な技術・知識を持った事業者を、公募型プロポーザル方式により選定することを目的とする。

3 業務内容

別添仕様書のとおり

4 予定業務期間

契約締結の日から令和8年2月27日（金）まで

5 選定方法

公募型プロポーザル方式とし、物価高騰対応事業者支援消費喚起促進事業支援業務 企画提案者審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査結果に基づき受託候補者を選定する。

6 委託料限度額

（1）107,810,000円とする。

ただし、ポイント還元額については、80,000,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）以上とする。

※1 事務費は、委託料（見積金額）からポイント還元額を除いた額の範囲とする（消費税及び地方消費税を含む。）。

※2 事務費は、ポイント還元額や対象店舗数等に応じて支払う経費と還元額や店舗数等によらず支払う経費をあらかじめ分けて積算し、最終的な実績に応じて事務費を決定する。ただし、本プロポーザル提案時の事務費を超えることは認めない。

※3 受託者が本業務を遂行するにあたり必要となる一切の費用を含み、市は契約金額以外の費用を負担しない。

- (2) 本業務委託契約については、当該契約に係る予算案が議決され、予算の執行が可能となったときに予算の範囲内で締結するものとする（契約締結日は令和7年8月1日付の予定。）。

7 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、単独企業又は共同企業体とし、本実施要領の公告日から受託候補者決定日までにおいて、(1)～(5)の全ての要件を満たす者とする。

なお、共同企業体に参加申込をする場合、追加要件として(6)を満たすこと。

- (1) 佐久市の「物品購入等入札（見積）参加登録者名簿」に登録されている者であること。

ただし、名簿に登録がない者が参加する場合は、申請書類（「11 佐久市の名簿に登録されていない者の追加申請書類」を参照）を佐久市商工振興課（以下「事務局」という。）に提出し、審査委員会の審査の結果、佐久市の名簿に登録されている者と同等の資格を有すると認められた場合は、本業務に限り参加することができる。

- (2) 佐久市物品購入等入札参加登録者に係る入札参加等停止措置要綱（平成24年佐久市告示第109号）による入札参加等停止を受けていない者であること。

- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令167条の11第1項において準用する場合を含む。）又は佐久市財務規則（平成17年佐久市規則第39号）第103条第1項の規定により入札に参加できないとされた者でないこと。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

- (5) 公告日から遡って過去5年間ににおいて、国又は地方公共団体等の公的機関が発注した業務の元請として同種・同類の業務（4者以上のコード決済サービスを提供する事業者が参加するキャッシュレス決済ポイント還元事業支援業務）を受託した実績を有している者であること。

なお、共同企業体で参加する場合、共同企業体を構成する事業者のいずれかが、当該要件を満たす事業者であること。

- (6) 共同企業体で参加する場合は、以下の要件を全て満たしていること。

ア 共同企業体の構成事業者の数が3者以下であること。

イ 構成事業者の出資比率は、代表事業者を最大とし、1構成事業者あたり

10%以上となっていること。

ウ 共同企業体の代表事業者が申込み者であること。

エ 本業務において、共同企業体の構成事業者が、他の共同企業体又は単体事業者として重複していないこと。

8 選考日程

内容	期間等	
質問の受付 (電子メール)	提出期限	令和7年6月16日(月) 17時15分必着
質問の回答 (ホームページ)	回答予定日	令和7年6月18日(水)
参加表明書、企画提案書等の提出 (持参又は郵送)	提出期限	令和7年6月27日(金) 17時15分必着
一次審査 (書類審査)	実施日	令和7年7月7日(月)
	結果通知予定日	令和7年7月9日(水)
二次審査 (プレゼンテーション審査)	実施日	令和7年7月18日(金)
	結果通知予定日	令和7年7月22日(火)

9 質疑・回答

(1) 提出期限 令和7年6月16日(月) 17時15分必着

(2) 提出書類 質問書(様式1)

(3) 提出方法 事務局へ電子メールで送信(必着)

ア 送信時件名は、「キャッシュレス決済ポイント還元事業プロポーザル質問(事業者名)」とすること。

イ 電子メールを送信した後に、事務局まで送信した旨の電話をすること。

ウ 質問は、参加表明書、企画提案書等の記載方法及び仕様書の内容等に関するものに限り受け付けるものとし、電子メールの送信以外の方法による質問は受け付けない。

エ 送信する電子メール及び添付書類について、コンピュータウイルス対策を実施すること。

(4) 回答方法 令和7年6月18日(水)(予定)までに佐久市ホームページに掲示する。

(5) その他

ア 質問内容は、特定の事業者であると判明できるような表現を避けること。

イ 質問に対する回答内容をもって、本実施要領及び「【別紙1】企画提案書等作成要領」を追加又は修正したものとみなす。

10 参加表明及び企画提案

(1) 提出期限 令和7年6月27日(金) 17時15分必着

(2) 提出書類(ア、オは1部、その他は正本1部・副本1部とする。)

ア 参加表明書兼誓約書(様式2)

- イ 企画提案書等提出届（様式4）
 - ウ 企画提案書（任意様式）
 - エ 会社概要書（様式5）
 - オ 上記7（5）に定める実績が確認できる書類（契約書の写し及び成果が分かる書類）
 - カ 業務工程表（任意様式）
 - キ 参考見積書（様式6）
 - ク 参考見積書内訳書（任意様式）
 - ケ 企画提案に関する上記全ての電子データを収めた電子媒体（CD-R又はDVD-R）
- （3）提出方法 事務局への持参又は郵送（必着）
持参の場合は、土日を除く8時30分から17時15分まで受付を行う。
- （4）その他
- ア 提出にあたっての基本事項、作成内容及び作成上の留意点については、「【別紙1】企画提案書等作成要領」を参照すること。
 - イ 各提出書類は、いずれもA4サイズ縦置きとし、A3サイズの書類がある場合は折り畳んでA4サイズにすること。ただし、（2）ウの企画提案書については、別途A4サイズ横置きのプレゼンテーション用概要版書類を作成し、企画提案書と併せて提出することができる。
 - ウ 正本（1部）には、案件名：令和7年度 物価高騰対応事業者支援消費喚起促進事業「キャッシュレス決済ポイント還元事業」支援業務 公募型プロポーザル 企画提案書 及び 参加者名を記載すること。
 - エ 副本（1部）には、参加者名及びそれを推測できるものの記載は行わないこととし、契約書の写し等でこれを消すことができない場合は、該当箇所に黒塗り等して対応すること（（2）ケの副本の電子データについても同様とする。）。
 - オ 提出は、1者につき1提案に限る。

11 佐久市の名簿に登録されていない者の追加申請書類

佐久市の名簿に登録がない者は、以下の書類を令和7年6月27日（金）17時15分までに1部提出すること。

提出方法は、事務局への持参又は郵送（提出期限必着）とする。持参の場合は、土日を除く8時30分から17時15分まで受付を行う。

証明書、登記簿謄本等は、3か月以内に発行されたものとする（写し可）。

- （1）公募型プロポーザル参加願【追加申請様式】
- （2）誓約書【追加申請様式】
- （3）経歴及び営業概要書【追加申請様式】
- （4）佐久市税の納税証明書（佐久市に納税義務がある場合のみ）
- （5）消費税及び地方消費税の納税証明書
- （6）印鑑証明書

- (7) 商業登記簿謄本（個人の場合は身分証明書）
- (8) 申請の直前1年間の各事業年度の財務諸表
- (9) 委任状（支店、営業所等に代理委任する場合）【追加申請様式】
- (10) 営業（業務）実績書（直前2年間の主な実績）【追加申請様式】

12 辞退

本プロポーザルへの参加表明後、参加を辞退する場合は、辞退届を提出すること。

- (1) 提出期限 令和7年6月30日（月）17時15分必着
- (2) 提出書類 辞退届（様式3）
- (3) 提出方法 事務局への持参又は郵送（必着）

13 審査

(1) 一次審査（書類審査）

「【別紙2】評価基準書」に基づき、提出された書類に対し参加者名を伏せて書類審査を行い、上位3者を選定するものとし、参加者数が3者以下だった場合については、一次審査は二次審査と同日に実施する。なお、上記7に定める参加資格要件を満たしていない者は、審査の対象としないものとする。

ア 実施日 令和7年7月7日（月）

イ 選考方法 審査委員が「【別紙2】評価基準書」に基づき、一次審査に点数付けをすることにより決定する。参加者のうち、審査委員が参加者順位1位を最も多く付けた参加者から順位を付け、上位3者を一次審査合格者とする。同順位があり、3者を上回る場合は、同順位の者のうち参加者順位2位を最も多く付けた参加者を上位として扱う。参加者順位2位も同数の場合は、同様に3位の数とし、以下も同様とする。さらに同数の場合は、各審査委員の評価点数の合計が最も多い参加者を上位として扱う。

ウ 結果通知日 令和7年7月9日（水）（予定）

エ 通知方法等 全参加者へ審査結果通知を送付するほか、一次審査合格者のみ二次審査参加依頼書を送付する。

(2) 二次審査（プレゼンテーション審査）

ア 実施日 令和7年7月18日（金）

イ 実施場所等 詳細な時刻や実施場所については、一次審査の結果通知と併せて連絡する。

ウ 実施時間 1者につき40分（準備5分、プレゼンテーション20分、質疑応答10分、撤収5分）

エ 出席者 1者につき5名までとし、本業務の責任者となる者は、必ず出席すること。

オ 選考方法

（ア）実施順は、企画提案書の受付順とする。

（イ）審査委員が「【別紙2】評価基準書」に基づき、二次審査に点数付けをすることにより決定する。二次審査の参加者のうち、審査委員が参加者順

位1位を最も多く付けた参加者を受託候補者とする。参加者順位1位が同数の場合は、それらの者のうち参加者順位2位を最も多く付けた参加者を受託候補者とする。参加者順位2位も同数の場合は、見積金額の低い者を受託候補者とし、さらに見積金額も同額の場合は、各審査委員の評価点数の合計が最も多い参加者を受託候補者とする。

ただし、審査においては、「【別紙2】評価基準書」における配点の合計値の6割（60点）を最低基準点とし、各審査委員の採点の合計の平均が最低基準点に満たない参加者は、選定の対象としない。

（ウ）選考結果は、全ての参加者に通知する。

（エ）参加者が1者になった場合であっても、評価を行う。

（オ）参加者は、審査結果についての異議を申し立てることはできない。

カ 結果通知日 令和7年7月22日（火）（予定）

キ 通知方法等 二次審査に参加した全参加者へ審査結果通知を送付するほか、後日佐久市ホームページで公表する。

ク 留意事項

（ア）当日に出席者の確認を行うため、所属会社を確認できるものを用意すること。

（イ）プレゼンテーションは、提出した企画提案書等をもとに行うものとし、追加提案や追加資料の配付は認めない。ただし、これらを踏まえた上でパソコン、モニターによる説明を行うことは許可する。なお、当日使用するマイク、モニターは、市が用意する。

（※モニター品番：【MUXHUB CF65FA】）

（ウ）プレゼンテーションにおいて、上記7（5）に定める受託実績の中から成果が分かる書類に係る説明を行うことは可とする。

（エ）プレゼンテーション及び質疑応答は、参加者名を伏せて行うため、自己紹介は行わないこと。また、モニターに参加者名及びそれを推測できるものが映らないようにすること。（イ）においても同様とする。

14 契約の締結等

（1）予定価格は、本プロポーザル提案時に受託候補者から提出された見積書を参考に定める。

（2）受託候補者とは、随意契約による方法で契約する。

（3）受託候補者との契約が合意に達しない場合又は失格事由若しくは不正と認められる行為が判明した場合は、次順位以下となった参加者のうち順位が上位であった者から順に交渉を行うこととし、（1）と同様の方法により契約する。

15 失格事項

参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

（1）参加資格を有しない場合又は提出書類等の記載内容に虚偽があった場合

（2）実施要領及び仕様書に定める事項に適合しない場合

（3）提出書類に不備又は錯誤があり、事務局が再提出を求めたにもかかわらず、

期限内に提出されなかった場合

- (4) 二次審査のプレゼンテーションに出席しなかった場合
- (5) 公告日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合
- (6) 公正を欠いた行為があったことを審査委員会が認めた場合

16 留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された後の書類の差替え、修正、追加等は認めない。ただし、本市の判断により補足資料の提出を求めることがある。
- (3) 提出された書類は、返却しない。
- (4) 採用された企画提案書等の著作権は、提案者に帰するものとし、第三者の著作権の使用の責は、使用した参加者に全て帰するものとする。
- (5) 企画提案書等のため作成した資料や本市から受領した資料は、本市の許可なく公表又は使用することはできない。
- (6) 提出された企画提案書等は、必要な範囲において複製を作成することがある。
- (7) 提出された企画提案書等は、佐久市情報公開条例（平成17年佐久市条例第15号）に基づき、公開することがある。
- (8) 本プロポーザルは優先交渉権者の特定を目的に実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿って実施するものではない。
- (9) この実施要領に定めのない事項については、審査委員会において決定するものとし、本業務の契約の内容に関しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）等、関係法令等の定めるところによる。

17 事務局

〒385 - 8501

長野県佐久市中込3056番地

佐久市 経済部 商工振興課 商業振興・雇用係 係長：安井 担当：中西

TEL：0267 - 62 - 2111（内線365）

FAX：0267 - 62 - 2269

メールアドレス：syoko@city.saku.nagano.jp

【別紙 1】

令和 7 年度 物価高騰対応事業者支援消費喚起促進事業 「キャッシュレス決済ポイント還元事業」支援業務 公募型プロポーザル 企画提案書等作成要領

1 基本事項

本プロポーザルは、令和 7 年度 物価高騰対応事業者支援消費喚起促進事業「キャッシュレス決済ポイント還元事業」支援業務における具体的な取組方法について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではないので十分注意すること。

なお、企画提案書等の作成にあたっては、仕様書を踏まえた内容とすること。

2 作成内容

(1) 企画提案書

次のうちア～エについては、必ず記載すること。

ア 提案のコンセプト

本事業の趣旨や佐久市の現状と課題等を踏まえ、提案の基本的な考え方や概要及び特徴等を記述すること。また、事業の内容を簡潔に表しつつ、より身近に感じられる親しみやすい愛称を併せて提案すること。

イ 対象キャッシュレス決済事業者の選定

本事業の実施にあたり、ポイント付与に活用するコード決済サービスを提供する事業者（以下「対象キャッシュレス決済事業者」という。）の名称（4 者以上）と、選定理由及び根拠等を記述すること。

ウ 業務実績

公告日から遡って過去 5 年間において、国又は地方公共団体等の公的機関が発注した業務の元請として同種・同類の業務（4 者以上の対象キャッシュレス決済事業者が参加するキャッシュレス決済ポイント還元事業支援業務）を受託した実績（業務内容等を含む）を記述すること。

エ 企画提案書の内容

仕様書「5 業務内容」(1)～(7)の業務についての提案を簡潔に分かりやすく記述すること。

オ その他、独自提案やアピールしたい点などがある場合は、簡潔に分かりやすく記述すること。

(2) 業務工程表

市、受託者、対象キャッシュレス決済事業者、事業者（対象店舗）、利用者の 5 者の対応や役割が具体的に分かるように記述すること。

(3) 参考見積書内訳書

次の 3 点が分かるように記載すること。

ア 見積金額をポイント還元額と事務費に大別するとともに、事務費の内訳として、仕様書の業務内容に基づく具体的な積算内訳が分かるように記載すること。

イ 見積金額は委託料限度額の範囲内の金額とし、消費税及び地方消費税を含む金額を記載すること。

ウ 仕様書の業務内容に応じて、一部再委託予定のものがある場合は、その旨を記載すること。

3 企画提案書の作成上の留意点

- (1) 両面印刷でまとめ、各ページの下部余白にページ番号を付し、左端ホチキス留めにて提出すること。
- (2) 文字の大きさは、11 ポイント以上とすること。ただし、図表等においては、この限りではない。
- (3) 文書を補完するための写真、イラストの使用は、任意とする。

以 上

【別紙 2】

令和 7 年度 物価高騰対応事業者支援消費喚起促進事業
「キャッシュレス決済ポイント還元事業」支援業務 公募型プロポーザル
評価基準書

	評価項目	評価の主な視点	配点
一次審査	提案の コンセプト	・ 市の現状と課題等を十分に理解し、本事業の目的が達成できるコンセプトや愛称が明確に示されているか。	5
	対象キャッシュレス決済事業者の選定	・ 対象キャッシュレス決済事業者として、本事業の目的が達成できる事業者（4 者以上）と、選定理由及び根拠等が明確に示されているか。	10
	業務実績	・ キャッシュレス決済ポイント還元事業支援業務において、十分な実績があるか。	10
	業務工程	・ 5 者の対応や役割が明確に示され、現実的で詳細な工程が提案されているか。	5
	見積金額	・ ポイント還元額及び事務費は、費用対効果を踏まえた提案となっているか。	10
	小計		40
二次審査	事務局の設置	・ 本事業の遂行体制（人員体制を含む）は十分か。 ・ 個人情報の管理体制は十分か。	10
	対象店舗の選定	・ 対象店舗リストの作成にあたり、具体的な提案や工夫が示されているか。 ・ 対象店舗を除外や追加して決定する過程における市へのサポート体制は十分か。	5
	決済及び ポイント付与	・ 対象キャッシュレス決済事業者への支払いや市への状況報告の方法が具体的に示されているか。	5
	事業の広報	・ 広報物の種類や告知の方法など、具体的な提案や工夫が示されているか。 ・ 市内事業者へ発注する内容が具体的に示されているか。	5
	問合せ対応	・ コールセンターの開設期間や時間などの設置体制（人員体制を含む）は十分か。 ・ 市役所へ常駐員を派遣する内容が具体的に示されているか。	10
	キャッシュレス 決済の導入促進	・ 事業者や利用者に対する説明会等の回数や内容など、具体的な提案や工夫が示されているか。 ・ 説明会以外の事業者に対するキャッシュレス決済の導入や利用のサポート体制は十分か。	10
	キャッシュレス 決済の動向調査	・ 事業の効果検証に関する項目や内容など、具体的な提案や工夫が示されているか。	5
	独自提案・アピ ール、プレゼン テーション	・ 事業に有効となる独自提案やアピールはあるか。 ・ プレゼンテーションはポイントを押さえ、分かりやすい説明となっているか。	10
小計			60
合計			100

※ 各審査における配点の合計値の 6 割（60 点）を最低基準点とし、各審査委員の採点の合計の平均が最低基準点に満たない参加者は、選定の対象としない。